

16 西審使第 12 号
平成 17 年 2 月 15 日

西東京市長
保 谷 高 範 殿

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市手数料の適正化について（答申）

平成 17 年 1 月 26 日付、16 西企企第 362 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

西東京市手数料条例（平成 13 年条例第 73 号）に規定する手数料の改定について

住民基本台帳の閲覧制度が抜本的に改善されるまでの間は、個人情報保護の観点から市が行い得る措置として、同条例第 2 条第 1 項別表中に規定する住民基本台帳の閲覧について、「1 世帯 200 円」を「1 世帯 200 円 30 分ごと 3,000 円」に改定することが妥当であろう。